

災害時における指定避難所での ペット対応マニュアル



明 石 市

2025年3月

目次

第1編 全 般	5
1 はじめに	5
2 用語の定義	5
3 避難所でのペット対応における各組織等の役割	6
4 指定避難所において受入れ可能な動物	6
5 指定避難所において受入れできない動物	7
第2編 平常時・災害時の対応（飼い主）	8
1 飼い主が日頃から行っておくこと	8
（1）ペット所有者の明示をしましょう	8
（2）健康管理をしておきましょう	9
（3）去勢・不妊手術をしておきましょう	9
（4）ケージやクレートに慣れさせましょう	9
（5）基本的なしつけ・社会性を身につけておきましょう	9
（6）ペット用の避難用品を準備しておきましょう	9
（7）同行避難が可能な指定避難所や避難ルート等を調べておきましょう	10
2 災害発生時の行動	10
（1）飼い主の安全確保・状況確認	10

(2) 避難の判断.....	10
(3) 指定避難所への避難.....	11
(4) 指定避難所への入所.....	11
3 「飼い主の会」の立ち上げ及び参加	11
4 【飼い主ルール（例）】	12
第3編 平常時・災害時の対応（学校・従事者）	13
1 指定避難所での受付	13
(1) ペット同行避難者の受入れ.....	13
(2) 受付.....	13
(3) ペット飼育スペースへの移動.....	13
(4) 「飼い主の会」の入会案内.....	13
(5) 補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬など）の避難場所選定	13
(6) あかし動物センターへの報告.....	13
2 飼育スペースの設営	13
3 「飼い主の会」との連携.....	13
(1) 良好な衛生環境の維持	13
(2) 必要な資器材等の調達	14
(3) 飼い主が病気やケガをしている場合の協力.....	14

(4) 迷子動物の一時的な飼育	14
4 指定避難所での対応	14
第4編 市及び関係機関、団体等の対応	15
1 災害発生時の対応	15
2 明石市動物救護本部（あかし動物センター）の役割	15

1 はじめに

大規模な災害発生時は、まず、飼い主や家族等の安全を確保することを優先し、そして大切なペットの安全確保についても、普段から考えておく必要があります。

特に、ペットに対して、しつけ・健康管理、さらに様々な環境に慣らしておくことが最も有効な災害対策となり、飼い主や周囲の方々への安全・安心の確保にも繋がります。

また、避難所での生活では、ペットにとってもストレスとなる可能性がある上、動物が苦手な方やアレルギーを持っている方等への特別な配慮も求められ、避難所でのペットをめぐるトラブルを回避するために、飼い主は、避難所先でのルールに従ってペットを適正に飼育管理することが重要となってきます。

本マニュアルでは、平常時・災害時における飼い主向けの準備物や避難先の確認及び避難所における運営者と飼い主との連携等について記載しています。

2 用語の定義

(1) ペット

家庭動物等のうち、犬や猫などの小型の哺乳類、鳥類及びは虫類等を指します。

ただし、特定動物や特定外来生物に指定された動物、これらに類する動物は含みません。

(2) 指定避難所

避難した居住者などが災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅に戻れなくなった居住者などが一時的に滞在する施設であり、明石市立の小・中学校です。

(3) 同行避難

災害の発生時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、指定緊急避難場所等まで避難することです。ペットと共に移動を伴う避難行動を指し、避難所等において飼い主がペットを同室で飼育管理することではありません。



3 避難所でのペット対応における各組織等の役割

飼い主、各組織の役割は次の表のようになります。

組織等	役 割
飼い主 (飼い主の会)	◎ ペットの同行避難 ◎ ペットの飼育及び管理 ◎ 飼い主の会の設置、運営 ◎ ペット飼育スペースの設営、清掃、管理、撤収 ◎ 指定避難所の従事者及びあかし動物センターとの連携
指定避難所の従事者	◎ ペット同行避難者の受入れ ◎ ペット飼育スペースの指定 ◎ ペットの飼育及び管理状況の確認 ◎ 飼い主（飼い主の会）との連携
学 校	◎ ペット飼育スペースの候補場所の選定 ◎ ペット飼育スペースの提供
あかし動物センター	◎ 負傷した犬や猫等の保護、応急処置 ◎ 飼い主とはぐれたペットの収容 ◎ 避難所でのペットの適正飼育の指導及びペットの健康相談等 ◎ 大型犬のみ、あかし動物センターの一室もしくは車中避難場所の提供

4 指定避難所において受入れ可能な動物

◎ 人に危害を与えない比較的小型のペットです。

犬、猫、うさぎ、モルモット、ハムスター、小鳥等



◎ 身体障害者の補助犬である盲導犬、聴導犬、介助犬は同伴が認められます。（「身体障害者補助犬法」により公共的施設での同伴が認められています。ただし、他の避難者がアレルギー症状を引き起こす可能性がある場合は、別途配慮が必要です。）



5 指定避難所において受入れできない動物

大型の動物（犬※を含む）、小型でも危険な動物や特別な管理が必要となる動物（ワニガメ、ニシキヘビ等の特定動物）等は受入れできません。

※指定避難所に同行避難できない大型犬のみ、一時的にあかし動物センターにて、施設の一室もしくは車中避難場所の提供があります。ただし、受入頭数に限りがあります。

【施設の一室】	
大型犬	犬の種類に関係なく、体重 25 kg 以上もしくは体高 50 cm 程度
条件	指定避難所に避難できない大型犬であって、飼い主が指定避難所等で避難している場合
期間	原則 1 週間程度

【車中避難場所】	
あかし動物センター北側管理地（20 台程度）を開放し、一時的に提供しています。 ※エサ、ケージやトイレシート等のペットに関する災害備蓄品の提供は可。	
大型犬	犬の種類に関係なく、体重 25 kg 以上もしくは体高 50 cm 程度
条件	指定避難所に避難できない大型犬を飼っており、飼い主自身が飼育管理できる場合
期間	原則 1 週間程度



第2編 平常時・災害時の対応（飼い主）

1 飼い主が日頃から行っておくこと

（1）ペット所有者の明示をしましょう

災害時、ペットを家に残して避難した場合やペットとはぐれてしまった場合等に備え、保護された際に飼い主の元に戻れるように所有者明示をする必要があります。

次の対策例を参考に、所有者明示をしておきましょう。

また、スマートフォンにペットの写真を保存することも、特定する際に役立ちます。

【対策（例）】

犬	猫
首輪・迷子札（飼い主の住所・連絡先等記載） 鑑札※ ¹ 注射済票※ ² マイクロチップ※ ³	首輪・迷子札（飼い主の住所・連絡先等記載） マイクロチップ※ ³

※1・2 狂犬病予防法により鑑札及び注射済票を飼い犬に装着する義務があります。

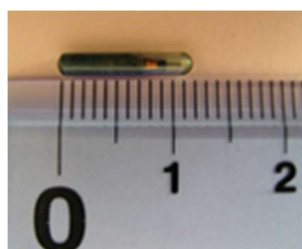


※3 マイクロチップとは

直径 2mm、長さ約 12mm の円筒形の電子標識器具で、専用注入器で皮膚の下に埋め込み、専用リーダーで個体識別番号を読み取ることで、飼い主情報を確認できます。専用リーダーは、動物センター、警察、動物病院等に配備されています。

令和 4 年 6 月 1 日から、リーダーやペットショップ等で販売される犬や猫について、マイクロチップの装着が義務化されています。

マイクロチップは脱落の可能性が低く、確実な身分証明となるため、災害時に備えて、ペットにはマイクロチップの装着をしましょう。



(2) 健康管理をしておきましょう

避難所等では、ストレスなどによる免疫力の低下・他の動物との接触により、感染症のリスクが高くなり、体調を崩すことがあります。

日頃から、ペットの健康を守るため、各種ワクチン接種（犬は、狂犬病予防法により年1回の狂犬病予防注射の接種が義務付けられています）・ノミ・マダニ等の外部寄生虫駆除をしっかりと行いましょう。



(3) 去勢・不妊手術をしておきましょう

災害時にペットがはぐれた場合、不必要な繁殖を防止するために、去勢・不妊手術をしておくことが重要です。

また、性的ストレスの軽減、感染症の防止、無駄吠え等の問題行動の抑制などの効果も見られます。

(4) ケージやクレートに慣れさせましょう

人とペットが安全に避難するには、日頃から、ケージ等に嫌がらずに入るようにしておきましょう。そうすることで、避難所生活でのストレス軽減につながります。



(5) 基本的なしつけ・社会性を身につけておきましょう

災害時、速やかに避難するために、基本的なしつけを行い、また、避難所での生活で大勢の人や動物を怖がらないよう社会性を身につけておきましょう。

- ◎ 「まて」「おすわり」等の基本的な号令に従うようにしましょう
- ◎ 他の人や動物に慣らしておきましょう
- ◎ むやみに鳴かないようにしましょう
- ◎ トイレが上手にいくようにしましょう
- ◎ 様々な音や物に慣らしておきましょう



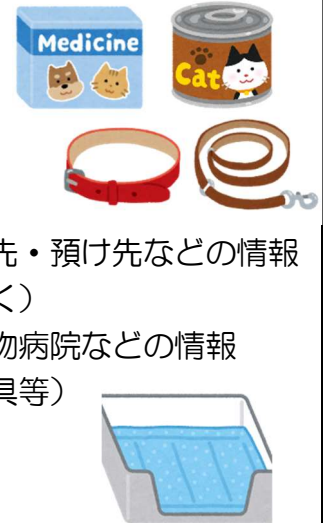
(6) ペット用の避難用品を準備しておきましょう

避難所等にペット用の救援物資が届くまでには時間がかかる場合があるので、ペットの飼育に必要な物は、飼い主が日頃から準備しておきましょう。

下記の避難用品を参考に、ペットの命や健康に関わる物を優先的に準備し、災害時、すぐに持ち出せるように保管しておきましょう。

【避難用品（例）】

- ☐ ケージ・クレート
- ☐ 療法食、薬
- ☐ ペットフード、水（最低5日分、できれば7日以上）
- ☐ 予備の首輪、リード（伸縮しないもの）
- ☐ 食器
- ☐ 飼い主の連絡先とペットに関する飼い主以外の緊急連絡先・預け先などの情報
- ☐ ペットの写真（スマートフォンなどに画像を保存しておく）
- ☐ ワクチン接種状況、既往歴、健康状態、かかりつけの動物病院などの情報
- ☐ トイレ用品（ペットシート、トイレ砂、排泄物の処理用具等）
- ☐ タオル・ブラシ
- ☐ おもちゃ
- ☐ 洗濯ネット（猫の場合）



（7）同行避難が可能な指定避難所や避難ルート等を調べておきましょう

災害時、まずは飼い主自身の安全を確保し、避難が必要な場合、ペットと一緒に避難所等へ避難しましょう。市内の市立小・中学校が指定避難所です。速やかに避難できるように、実際に家族でペットを連れて避難訓練を行い、近くの指定避難所や避難ルートについて確認しておきましょう。

また、避難所等の他、親戚、友人、ペットホテル等の一時預け先を確保しておくことも必要です。

【避難所一覧】



2 災害発生時の行動

（1）飼い主の安全確保・状況確認

飼い主及び家族の安全を確保し、その後にペットの安全を確保して下さい。
ペットもパニックになりますので、ペットを落ち着かせましょう。

（2）避難の判断

災害の程度によって、避難するのか自宅に留まるのかを判断します。

自宅が安全であり、定期的にペットの世話をするために戻れる状況にあるのであれば、ペットの在宅避難も選択肢の一つです。

自宅が危険な場合や避難指示が出ている場合は、飼い主の安全が確保できる範囲において、ペットを連れて避難所等の安全な場所へ避難しましょう。

ペットは避難所等のほか、車やテントの中での飼育※、動物病院、ペットホテル等の一時預かり先へ避難する選択肢もあります。



※車やテントの中等狭いスペースで長時間過ごすことで、エコノミークラス症候群や、時期によって熱中症を発生する恐れが十分に考えられます。
そのため、外へ出て定期的な運動やこまめな水分摂取により、血液の巡りをよくしましょう。

(3) 指定避難所への避難

飼い主が避難所等に避難する場合は、ペットと一緒に同行避難します。
同行避難前に次のことを確認しましょう。

- ☐ ペットに迷子札や鑑札などが着いた首輪を装着しているか
- ☐ ペットの大きさに合わせたケージやクレートに入れたか
- ☐ ペット用の避難用品を持ったか



(4) 指定避難所への入所

受付において飼い主及びペットの受付をしましょう。

- ☐ 受付時には、「ケージ・クレート札（様式2）」「ペットを連れて避難してきた人の受付票（様式3）」に記入し、受付に提出します。
- ☐ ケージ・クレート札、ネームタグを受け取ります。
- ☐ ケージ・クレート札はケージに、ネームタグは首輪やハーネスにつけます。



3 「飼い主の会」の立ち上げ及び参加

指定避難所において、避難した飼い主全員で「飼い主の会」を立ち上げ、ペット飼育のルール化や情報共有、飼育スペースの設営等飼い主全員が協力してペットの飼育管理を行います。

「飼い主の会」の中で代表者を決めて、代表者は、ペット管理等の必要な情報を指定避難所の従事者に報告します。

また、必要に応じて指定避難所の従事者と意見交換、情報共有を行います。

4 【飼い主ルール（例）】



飼い主の皆さんへ



- ★ 避難所におけるペットの飼育は、飼い主の責任です。
- ★ 「飼い主の会」を立ち上げ、全員が協力してペットの飼育管理を行います。
- ★ ペットを飼育することで重要なのは「事故を起こさない」ことです。

避難所では次のルールに基づいて、飼い主が責任をもって飼育管理を行います。

 ペットは決められた場所でケージ等に入れるか、指定された柱等につなぐなどして飼育して下さい。ケージ等の置き場所やつなぐ場所は、指定避難所の従事者の指示に従ってください。決められた飼育スペース以外で、ペットを飼育しないでください。

 飼い主個人は、次の飼育管理を行ってください。

- ☐ 餌やり、給水、食べ残しの片付け
- ☐ ペットの飼育に必要な資材（ケージ、食器など）、当面の餌の用意
- ☐ ケージ等内の糞尿の処理、抜け毛の後始末、掃除
- ☐ ケージ等周辺の掃除
- ☐ 犬の散歩、ブラッシング（避難所外若しくは避難所内の指定された場所で行いましょう）
犬の鳴き声は過去の大規模災害時において最も問題となりました。犬を散歩させることで、犬の鳴き声問題はかなり軽減できます。
- ☐ ペットの体を清潔に保つ

 ペット飼育場所及びその周辺の清掃をしてください。

 排せつは特定の場所でさせ、後始末は確実に行ってください。

臭いに関する苦情は最も多いので、厳重な処理が必要です。排泄物をビニール袋に入れ、かたく口を閉じて、さらに大きなビニール袋や蓋つきのゴミ箱に入れるなど、臭いが外部に漏れないようにしましょう。

 ノミ・ダニ等の発生防止等の衛生管理、健康管理に努めてください。

 ペットに関わる苦情に対応してください。ペットによる危害防止に努めてください。苦情やトラブルが発生した場合は、みんなで話し合い解決するように努めましょう。

 一時的に親戚や知人、ペットホテル等に預ける方法も検討して下さい。避難生活が長期化する場合、飼い主とペットのストレスは大きくなりますので、ストレスを軽減する方法も検討しましょう。

1 指定避難所での受付

（1）ペット同行避難者の受入れ

指定避難所要員は、決められたペット受入れ場所に飼い主及びペットを誘導し、一時的に待機してもらいます。

（2）受付

受入れ可能なペットであると判断した場合、飼い主に「ケージ・クレート札（様式2）」「ペットを連れて避難してきた人の受付票（様式3）」に記入してもらい、ケージ・クレート札、ネームタグ及び飼い主ルールを渡します。

また、「ペットを連れて避難してきた人の受付票（様式3）」の情報を「ペットを連れて避難してきた人の受付一覧表（様式1）」に転記する。

（3）ペット飼育スペースへの移動

決められたペット飼育スペースにペットを移動するよう案内します。



（4）「飼い主の会」の入会案内

飼い主の皆様は「飼い主の会」の一員となることや飼い主ルール（例）を配布し、動物への給餌、排せつ物の清掃等の飼育・管理は飼い主の責任で行うこと等を理解してもらいます。

また、連絡事項は代表者を通じて伝えましょう。

（5）補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬など）の避難場所選定

補助犬は居室への同伴が必要となるので、受入れ場所を選定しておきましょう。

（6）あかし動物センターへの報告

「ペットを連れて避難してきた人の受付一覧表（様式1）」をあかし動物センターへメール等で報告して下さい。

2 飼育スペースの設営

指定避難所の従事者は、「飼い主の会」と協力して飼育スペースを設営します。設営にあたって、壁や床をブルーシートなどで覆い、施設が汚れないようにします。

また、次のことにも配慮します。

- ☐ なるべくペットの種類ごとに距離を置く
- ☐ 段ボールなどで目隠しをする
- ☐ 鳴き声を出す動物は、人の出入りのある入口から遠ざける
- ☐ ケージに入らない場合は柱などにつなぐ



3 「飼い主の会」との連携

（1）良好な衛生環境の維持

「飼い主の会」が、ペットの糞尿、動物臭やノミ・ダニの発生などによる避難所の

衛生環境を悪化させないよう清潔な状態を維持するために、飼育スペース全体やその周辺の掃除、消毒を行うよう依頼します。

また、「飼い主の会」と調整し、定期的にあかし動物センターにペットの健康状態や飼育場所の衛生環境の点検を依頼します。

依頼する際は、事前に動物の種類や日時の調整をして下さい。

(2) 必要な資器材等の調達

「飼い主の会」と調整し、あかし動物センターなどを通じて、ペットフード、ペットシート等ペットの飼育管理に必要な資器材を調達します。

希望に添えないものもあるので、事前に調整して下さい。



(3) 飼い主が病気やケガをしている場合

病気やケガにより自分のペットの世話ができない飼い主がいる場合は、「飼い主の会」に世話や散歩を行ってもらいます。



(4) 迷子動物がいた時

飼い主の分からない迷子動物が保護された場合、あかし動物センターへ連絡して下さい。

4 指定避難所での対応

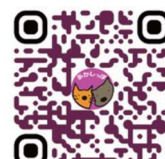
避難者の声や避難所の状況に注意を払い、「飼い主の会」と連携し、避難者への必要事項の伝達やルールの徹底等を行い、安全でストレスの少ない避難所運営に努めて下さい。

また、動物に関する相談等ありましたら、あかし動物センターまで連絡して下さい。

明石市動物救護本部（あかし動物センター）
住 所：明石市大久保町大窪 2747 番地の1
T E L：078-918-5797
F A X：078-918-5798



公式HP



インスタグラム

第4編 市及び関係機関、団体等の対応

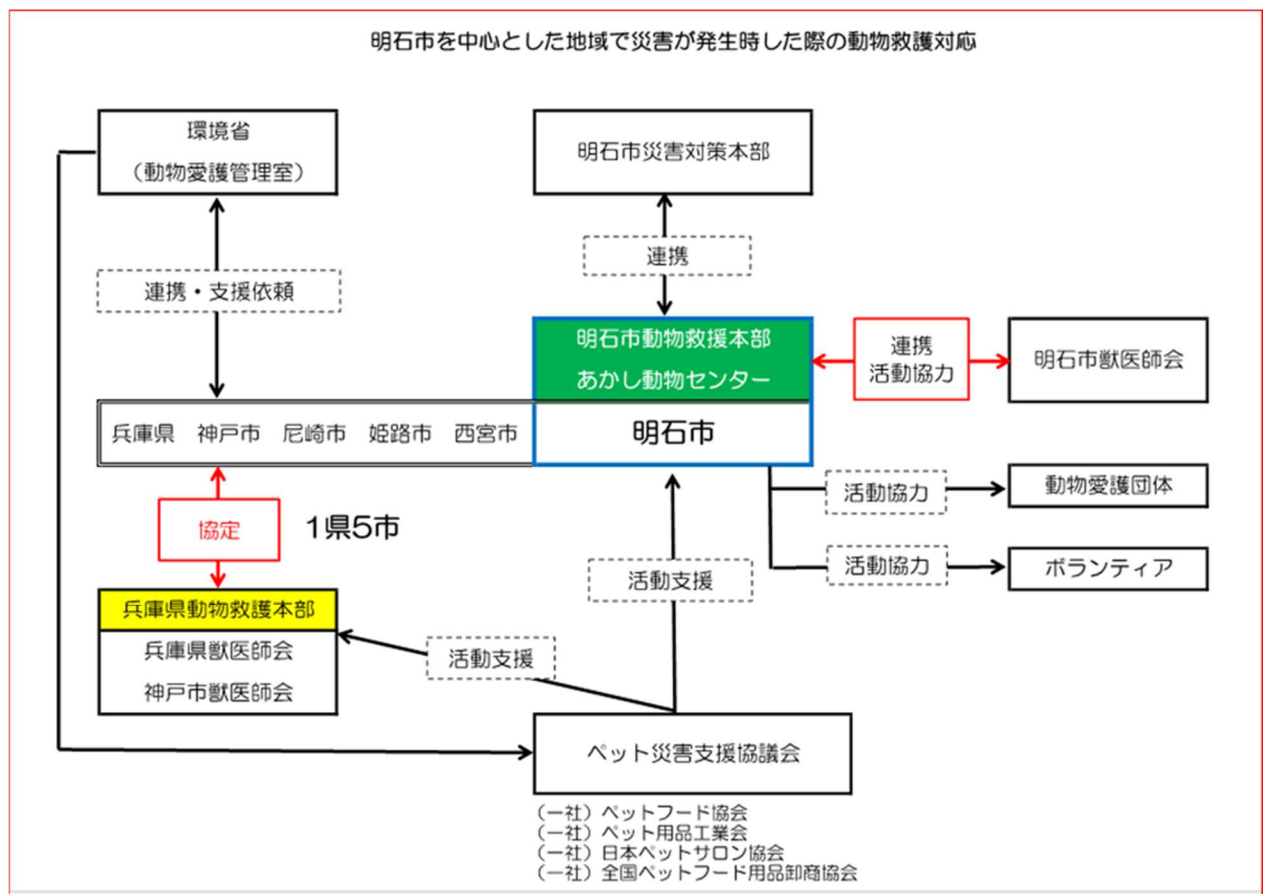
1 災害発生時の対応

市ではあかし動物センターを主体として明石市動物救護本部を設置し、負傷した犬や猫等の保護及び治療、飼い主とはぐれたペットの收容、避難所でのペットの適正飼育及び健康相談等を実施します。

動物愛護団体や動物ボランティアの協力も期待できますが、被災状況により支援体制が整うまで数日を要します。

2 明石市動物救護本部（あかし動物センター）の役割

- ◎ 動物に関する情報の収集・提供
- ◎ 飼い主とはぐれた動物の收容、飼い主への引渡し
- ◎ 負傷した動物の保護及び応急処置
- ◎ 避難所等で飼育されている動物の健康状態、衛生状態の確認・指導
- ◎ 兵庫県動物救護本部、愛護団体等関係機関との連携
- ◎ 動物ボランティアの要請、受入れ、活動調整
- ◎ 救援物資の受入れ、保管、配分
- ◎ 必要な資器材・物資の調達、保管、配分



【様式 1】

避難所名：_____

ペットを連れて避難してきた人の受付一覧表

[illegible]

【様式2】 ケージ・クレート札

避難所名	
受付番号	
ペットの名前	
飼い主の氏名	
特記事項	

----- キリトリセン -----

【様式3】 ペットを連れて避難してきた人の受付票

避難所名		受付日	
届出者氏名		電話番号	
住所			
動物の種類	犬 ・ 猫 ()	性別	オス ・ メス
呼び名		怪我の有無	有 ・ 無